

2021年6月21日

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちらば  
理事長 拝師 徳彦 殿

Do テックソリューション株式会社  
代表取締役 大崎 達也



## 回答書

令和3年5月19日付の貴法人からの「再申入書兼要請書」について、下記の通りご回答致します。

記

### 1. 【回答】

お申し入れ通り、該当条項を削除します。

#### 第14条第7項

(7)死亡したとき又は刑事上の訴追を受けたとき」

### 2. 要望事項（第5条第1・2項）について

#### 【回答】

エンジン始動制御装置の使用は使用相当額の支払をしていない車両に対し行っているもので、指定期日までに支払いがない車両に対し、即停止を作動させている訳ではありません。

第5条2項に記載があるとおり、エンジン始動制御装置の使用は支払期日日から翌月4日までに使用相当額の支払がなされない車両が対象になり、仮に使用相当額の支払を忘れている可能性も考慮し、支払通知を個別に対象契約者に通告しそれでも支払いがされない該当車両に対し契約者承諾と、車両が停止していることも確認の上エンジン始動制御装置でエンジン始動を不可とさせております。エンジン始動制御装置はエンジンをスタート出来ない制御も兼ねております。

よって本装置使用により走行中にエンジンが急にストップするようなことはなく、交通事故等の原因となりうることはございません。

事前通告も行っており、支払有無の確認を行った上でエンジン始動制御装置を使用しているので、ご要望はすでに行っているものであるといえます。

### 3. 第4条第2項について

2020/12/11 の回答で以下のとおり修正通知を行いましたが、文面について再度訂正いたし

ます。

【修正通知】

天災地変、ストライキその他の不可抗力、売主又は運送業者の都合、その他乙の責に帰すべき事由以外の事由による車両の引き渡しの遅延または不能について、乙は責任を負いません。これらの事由による車両の引き渡しの遅延の場合には、甲及び乙は、第1項の納車予定日の変更等について協議します。

【変更後】

天災地変、ストライキその他の不可抗力、売主又は運送業者の都合、その他乙の責めに帰すべからざる事由による車両の引き渡しの遅延または不能について、乙は責任を負いません。これらの事由による車両の引き渡しの遅延の場合には、甲及び乙は、第1項の納車予定日の変更等について協議します。

4. 対応時期

2021/10月末日を目指と致します。

以上